

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひよこの会（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2、評議員については、役員に準ずるものとする。

3、報酬は、法人に委嘱された役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事・監事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事、監事が理事・監事会に出席したときは別表 1 による報酬を支払う。

2、 評議員が評議員会に出席した時は別表 1 による報酬を支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 役員及び評議員の給与は、勤務の実態に即して支払うものとし、定款の定めるところにより役員及び評議員の地位にあることのみには支給しない。

2、 役員が理事・監事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に従事した時は別表 1 による報酬を支払う。

3、 役員が法人及び施設の指導監査の立ち合い及び運営の指導業務にあたった場合は別表 1 による報酬を支払う。

4、 役員が施設の職員である場合は施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用する。

(勤務報酬等の種類)

第5条 役員報酬は、定額の俸給及び通勤手当とする。

(支給)

第6条 給与はその全額を通貨で直接役員に支払うものとする。

2、 報酬の全額又は一部を自己の金融機関口座への振り込みを希望した場合はその方法によって支払うことができる。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、施設職員の給与に基づく通勤手当基準に準ずる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においておこなう。

(その他)

第9条 この規程に定めのないものについては、理事長が決裁するものとする。

2 決裁事項については直近の理事会において報告するものとする。

別表 1

理事・監事会出席報酬	5,000 円
評議員出席報酬	3,000 円
理事長業務報酬(日額)	5,000 円
理事・監事業務報酬(日額)	3,000 円

(付則)

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より適用する。

役員報酬規程